

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：コートジボワール国大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：コートジボワール国大ビジャン圏道路維持管理機  
材整備計画準備調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 24a00714

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月11日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画準備調査（(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年2月～2025年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

社会基盤部 運輸交通グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年12月17日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年12月20日12時まで
3	質問への回答	2024年12月25日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年1月8日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年1月21日12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る隆事項記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/RkBF3ruzVR>

注 1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記 2. （３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### （4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）

再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1. (2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本案件において導入の可能性があるDX技術について	第3条（13）導入するDX技術の検討について
2	本案件で調達する機材の維持管理体制について調査するための訪問先と先方への質問事項について	第4条（業務の内容）（14）事業の維持管理計画の立案

## 【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### （1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならない

よう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

## (2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

### 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)

同「機材編」 (2023年4月)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)

ソフトコンポーネント・ガイドライン

ODA 建設工事安全管理ガイダンス (以下「安全管理ガイダンス」という。)

資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

[JICA グローバルアジェンダ \(課題別事業戦略\)](#)

## (3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して

内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 初回現地調査終了時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 大アビジャン圏内。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

- 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ―事業戦略での本件の位置づけ

本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）<sup>2</sup> の「運輸交通」、クラスター事業戦略の「道路アセットマネジメント」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

① 有償資金協力事業「アビジャン三交差点建設事業」（2018～2026年）

無償資金協力事業「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（2018年～2026年）

(11) 相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

➤ 事業実施体制を構成する組織である道路維持管理公社（L'Agence de Gestion des Routes。以下、「AGERROUTE」という。）に加え、関係する以下の組織も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。

・道路維持管理作業ユニット（Unité Mobile de Point à temps。以下、「UMPAT」という。AGERROUTEの一部署でありアビジャン圏の緊急工事に対応する。）

・道路維持管理基金（Fonds d'Entretien Routier。以下、「FER」という。道路維持管理のための資金の調達、管理を行う。）

・機材道路維持管理省（Ministre de L'équieoement et de L'entretien Routier。以下、「MEER」という。AGERROUTEを監督する上位機関。）

・技術教育・職業訓練・実習省（Ministère du L'Enseignement Technique, de la Formation Professionnelle et de l'Apprentissage。以下、「METFPA」という。道路維持管理の技術者や職業技能者の教育・訓練を行う。）

(12) 他ドナーとの調整

アビジャン市内において、米国ミレニアム挑戦公社（Millennium Challenge Corporation。以下、「MCC」という）が道路維持管理データベースの作成を行っ

---

<sup>2</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

ている。同データベースに基づき、本プロジェクトで調達する機材によるアビジャン圏の道路維持管理を行うことが想定されるが、MCC等、同分野で活動する開発機関と協議、調整し、協力内容の重複の排除、相乗効果の発現を図る。

#### (13) 導入するDX技術の検討について

本案件において、道路維持管理の効率化、道路維持管理にかかる機材管理の効率化、または工事の安全対策に資するDX技術の導入を積極的に検討する。<sup>3</sup>

### 第4条 業務の内容

#### (1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

#### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

#### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

#### (4) 自然条件調査

本業務では当該項目は適用しない。

#### (5) サイト状況調査

設計・施工計画、あるいは保管・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

<sup>3</sup> 本案件において導入の可能性があるDX技術をプロポーザルにて提案すること。

既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等  
保管予定場所状況の調査

保管予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

既存または整備予定の修理工場、修理・工作機材状況調査

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等  
地形・地質測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントにおける技術指導に際し女性の参加促進策の策定、実施機関内における意思決定への女性の参画、現場で運用対応する土木作業員への女性採用など、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を検討・策定・確認する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本事業を通じて舗装道路が適切な状態に保たれることで走行燃費の改善により、GHG 排出量削減に寄与する可能性があると考えられる。ことから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

(10) 調達事情調査

➤ 本事業実施に必要な、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ③ 第三国調達の可能性の検討
- ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(1 1) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(1 2) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(1 3) 施工計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。

(1 4) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業で調達する機材の維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する<sup>4</sup>。

(1 5) 技術支援計画の検討、計画策定

- 本業務では以下の対応を行う。
  - 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うことや、当該機材を運用して工事を行う際の安全管理ができるように必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
  - ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(1 6) 施工時の工事安全対策に関する検討

- 本業務では当該項目は適用しない。

---

<sup>4</sup> 本案件で供与する機材の維持管理体制について調査するための訪問先や先方への質問事項についてプロポーザルにて提案すること。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>5</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

---

<sup>5</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

## (20) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

## (21) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>6</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

## (22) 想定される事業リスクの検討

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

## (23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

## (24) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では以下の対応を行う。

概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業<sup>7</sup>に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会<sup>8</sup>を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から

---

<sup>6</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

<sup>7</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

<sup>8</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25) 協力準備実施報告書(案)の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書(案)の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算/財源の確保、環境社会配慮等)。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)<sup>9</sup>も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

## 第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

---

<sup>9</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語、仏語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 <sup>10</sup> の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 枚
		仏語	CD-R	1 枚
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 枚
		日本語	製本	3 部
		仏語	CD-R	2 枚
		仏語	製本	3 部
概略事業費積算内訳書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 枚
機材仕様書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 枚
		仏語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

（２）インセプション・レポート・現地調査結果概要

- ・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報

<sup>10</sup> Project Monitoring Report（PMR）

シート、協力準備調査報告書

➤ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

➤ 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

➤ 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

➤ 位置情報<sup>11</sup>の含まれるデータは、KMLもしくはGeoJSON形式。

➤ ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。

➤ Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定していない<sup>12</sup>。

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

---

<sup>11</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

<sup>12</sup> 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 案件計画調書

**1. 基本情報**

- (1) 国名：コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：大アビジャン圏（人口:約632万人（2021年））
- (3) 案件名：大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画（Le projet d'amélioration des équipements d'entretien routier dans le Grand Abidjan）
- (4) 事業の要約：大アビジャン圏の道路緊急補修ユニットの道路維持管理機材の整備を図るもの。

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における道路セクターでの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
コートジボワールの大アビジャン圏は、同国最大の商業都市であることに加え、物流拠点であるアビジャン港を擁し、近隣内陸国向けのトランジット貨物のハブ拠点としても機能している。そのため、同圏においては、急激な人口増加や交通需要増大への対応と共に、西アフリカ域内における物流円滑化の観点からも道路インフラ整備及び維持管理が重要となっている。

「国家開発計画（PND）」（2021年～2025年）では、重点戦略「経済成長と雇用促進に資するセクターの活性化」の達成のため、「輸送交通インフラ整備と維持管理の推進が必要」と謳っている。輸送交通インフラ整備については、「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト（2013-2015年）」を通じてJICAが策定し、政府により承認された都市交通マスタープラン（以下、「SDUGA」という）に基づき、他ドナーとの協調・協働により複数の事業が実施されている。他方、道路の維持管理についてもSDUGAにおいてその重要性を指摘しているが、十分な対応がなされておらず課題となっている。

道路損傷の激しい大アビジャン圏では、機材・道路維持管理省傘下の道路維持管理公社（以下、「AGERROUTE」という）により日次点検が行われ道路データベースが更新されている。AGERROUTEの一部署であり同圏の緊急工事に対応する道路維持管理作業ユニット（以下、「UMPAT」という）は、同データベースに基づき、緊急補修計画の策定及び実施を担っているが、緊急道路補修需要（40万平方メートル/年）に対し、現行の保有機材では25%しか対応できていない（2023年）。そのため、損傷箇所通過車両の低速走行や頻繁な加減速が発生し、交通渋滞や移動時間の増大等が問題となっている。

かかる現状を踏まえ、UMPATが担う道路補修需要への対応能力の強化を目的とし、道路維持管理機材の整備が要望された。加えて、効率的な道路補修体制の確立のため、GPSシステム等を活用したDXの推進が期待される。

「大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画」（以下、「本事業」という）は、UMPATに対して道路維持管理機材を整備することにより、大アビジャン圏における道路管理、道路交通・輸送の改善を図り、もって同圏のみならず西アフリカ内陸部への物流改善に寄与するものである。また、本事業を通じた適切な道路維持管理の実施により、同圏で進む他ドナーや同国政府によるインフラ整備事業及び周辺道路のメンテナンスを通じてこれら事業を補完し、更なる整備の促進にも貢献する。

（２）道路セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け  
対コートジボワール共和国国別開発協力方針（2018年3月）では、「持続的な経済成長の推進」を重点分野に掲げ、その基盤となるインフラ開発（広域含む）を支援するとしている。JICA国別分析ペーパー（2023年3月）でも、アビジャンの道路交通需要の充足が課題と分析されており、JICAグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」における道路アセットマネジメントクラスターでは「計画、実施、評価の一連のサイクルを通じて予防保全的な維持管理を行い、道路インフラ施設の長寿命化、持続性の強化を図ることで、持続性・安全性・信頼性の高い道路交通網を構築する」との目標が掲げられており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

### （３）他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行、世界銀行、米国ミレニアム挑戦公社（MCC）等のドナーがSDUGAIに基づき、アビジャン市内の道路整備に携わっている。道路維持管理に関しては、MCCが経済効果を考慮した道路維持管理データベースの作成を行っており、同データベースに基づき、本事業による道路維持管理がなされるなど連携していく想定。

### （４）本事業を実施する意義

本事業は同国の開発課題・政策、我が国の協力方針に合致し、西アフリカ成長リング回廊の起点であるアビジャンの道路整備を通じ同国と周辺国への物流円滑化に資するものであり、SDGsゴール3、9、11、13に貢献すると考えられることから事業の実施を支援する必要性は高い。

## 3. 事業概要

### （１）事業概要

#### ①事業の目的

本事業は、大アビジャン圏において道路緊急補修整備を担うUMPATに対し道路維持管理機材を整備することにより、同圏の道路状況と交通利便性の改善を図り、もって同圏及び近隣国への交通・物流の円滑化に寄与するもの。

#### ②事業内容

#### ア) 施設、機材等の内容

トラクタトラック+セミトレーラー、ホイールローダ、アスファルト・ミリング・マシン、モーターグレーダ、ミニホイールロイダー、アスファルト・エマルジョン・プラント等 計43台、スペアパーツ管理GPSシステム（各機材分）等

#### コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達監理、ソフトコンポーネント（機材の運営・維持管理等）

ウ) 調達・施工方法: 機材については基本的に日本調達とし、日本又は当該国で調達困難な機材は第三国調達とする。

#### ③本事業の受益者（ターゲットグループ）

受益者：大アビジャン圏住民（約632万人）及び道路利用者

#### ④他のJICA事業との関係

無償「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（2018～2024年）、有償「アビジャン三交差点建設事業」（2018～2026年）によりAGEROUTEと共に道路・立体交差点新設工事を実施中。本事業は上記事業で建設された交差点の維持管理に資する。

#### （2）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：道路維持管理公社（l'Agence de Gestion des Routes）

②他機関との連携・役割分担：特になし

#### ③運営／維持管理体制

ア) 体制面：現在103名が配置されており、2024年には71名の人員増を予定。加えて、本案件で整備する機材の運用にあたっては追加的配置を想定。

イ) 技術面：10年以上道路補修事業を行っており補修技術はすでにあると言える。調達機材の使用方法についてはソフトコンポーネントで対応予定。

ウ) 財政面：先方政府の予算措置も含め、詳細は協力準備調査において確認する。

（3）安全対策：調査において、事業と実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（4）環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

（5）横断的事項：本事業を通じて舗装道路が適切な状態に保たれることで走行燃費の改善により、GHG排出量削減に寄与する可能性があると考えられる。

（6）ジェンダー分類：【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントにおける技術指導に際し女性の参加促進策の策定、実施機関内における意思決定への女性の参画、現場で運用対応する土木作業員への女性採用など、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を検討・策定・確認するため。

（7）その他特記事項：特になし。

## 4. 事業効果

(1) 定量的効果

①運用・効果指標

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2030年) 【事業完成3年後】
UMPATによるポットホール・クラックの補修面積(m <sup>2</sup> /年)	103,870	311,610
UMPATによる道路補修実施箇所	1,734	5,202

(2) 定性的効果

移動時間の短縮、交通渋滞の緩和、車両排気量の減による大気汚染の改善等。また、交通事故や車両故障の減少、燃料消費の節約などへの効果も期待される。

**5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用**

アルメニア共和国「エレバン市道路維持管理機材整備計画」(評価年度2007年)ではスペアパーツ発注から到着までに時間を要し、その間機材を使用できなかった。発注から調達の期間を見越したスペアパーツの確保が必要であったことから、本事業では同国や近隣諸国の販売代理店においてスペアパーツが入手可能な機材選定を行うとともに、調達期間を見越したスペアパーツ確保に留意する。

[別紙資料1] 大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画 環境社会配慮

[別添資料2] 大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画 地図

大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画 地図

コートジボワール 全体地図



- UMPAT 所掌範囲:
- (1) 大アビジャン圏
  - (2) 北部高速道路 (Autoroute de nord)
  - (3) 東部道路 (Route de l'est)
  - (4) バッサム高速道路 (Autoroute de Bassam)

(1) 大アビジャン圏 (オレンジ・緑・黄緑部分)

大アビジャン圏 地図



出典: Fraternité Matin

(<https://www.fratmat.info/article/204334/Soci%C3%A9t%C3%A9/Coronavirus%20%28%20covid-19%29/coronavirus--le-point-par-commune-dans-le-grand-abidjan>) よりJICA作

成

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務： 道路維持管理計画/機材配備計画にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：コートジボワール共和国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2025年2月中旬～3月中旬に、現地調査（OD）を実施する想定。その後国内作業（設計・積算審査に要する期間を含む）の上、概略設計協議（DOD）を行う。設計・積算審査はDOD前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況でDODを行うことも可とする。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、DOD後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。概略設計説明後、2024年9月上旬までに準備調査報告書等を作成・提出する。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 11.06 人月

※現地人月は、以下2)に示す通訳（仏語）を含みません。

#### 2) 通訳の業務量の目処約 1.53 人月

#### 3) 渡航回数を目途 全 8 回（通訳 2 回分含む）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

本業務においては現時点で業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定していないが、現地再委託を実施した方が合理的かつ効率

的であると考えられる場合、プロポーザルにて提案すること。提案に当たっては、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、契約交渉や契約履行中の協議の結果、現地再委託を実施することが決定した場合、現地再委託先については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2022年10月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。

#### （４）配付資料／公開資料等

##### １）配付資料

- MCC とコートジボワール政府間の合意文書

##### ２）公開資料

- 第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画 | ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1860570/index.html>
- アビジャン三交差点建設事業 | ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/IC-P2/index.html>

#### （５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 渡航計画を JICA に提出し、現地作業期間中は安全管理に十分注意してください。コートジボワールへの渡航前には、コートジボワール事務所による渡航承認が必要となります。渡航承認申請・届出のメール件名冒頭に【渡航承認申請】と記載の上、渡航の 5 営業日前までにコートジボワール事務所への承認依頼をお願いします。その際、「安全管理情報提供シート」「緊急時連絡先」「保険証券（写）」を必ず添付ください。宿泊先は、原則としてコートジボワール事務所指定のホテル（安全確認済み）に限定します。指定ホテルについては、コートジボワール事務所を確認ください。深夜（22 時～翌 5 時）の外出は禁止します。業務上の活動は、原則として 20 時までに終了するよう計画を立ててください。また、常に携帯電話を携帯し、連絡がとれる体制をとってください。

本件では想定していませんが、大アビジャン圏以外の地域への業務出張は、渡航後別途コートジボワール事務所による承認が必要となります。遅くとも 3 営業日前まで（日帰りの場合は前営業日前まで）に、コートジボワール事務所に、出張者、滞在日程、連絡先、滞在先を明記し、移動申請を行ってください。日没後の都市間移動は禁止します。特に地方都市発着の場合、日の出前や日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立ててください。

現地の最新の治安状況、移動手段等については、コートジボワール事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を得るよう留意してください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】

62,900,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

**■本案件は定額計上はありません。**

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律20,900円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。（「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版）」）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)